

支部ニュース

2011年8月 No. 453

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 Tel.03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 7.15 岩手現地調査に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 教科書採択をめぐる取り組みについてのご報告・・・・・・・・・・・・・・・・馬奈木巖太郎
- 本質的議論を放棄したフォーラムに抗議
～給費制をめぐるたたかいは続きます～・・・・・・・・・・・・・・・・黒澤いつき
- 北千住街頭宣伝・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・菅本麻衣子
- 若い世代へのメッセージ
※弁護士の仕事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・谷村正太郎
※共に実現した「夢」を語り合いたい・・・・・・・・・・・・・・・・坂本雅弥
- 若手学習会
※自由法曹団の苦難と高揚・・・・・・・・・・・・・・・・松井繁明
※被災者の生活・生業の再建。原発被害者の被害回復を目指して・・・・・・・・久保木亮介
※若手学習会（7月27日）に参加して・・・・・・・・・・・・・・・・久保田明人
- 9. 18「国保なんでも電話相談会」開催のお知らせ・・・・・・・・田所良平
- 新人紹介「岐阜支部からやってきました」・・・・・・・・大野鉄平
- サマーセミナー
※原発・エネルギー政策と東京都の財政政策について
骨太の議論ができるようになる講演・・・・・・・・河村 洋
※サマーセミナー要項
- ソフトボール大会まであと3か月！ 今年の大会は10月28日（金）！です
- 8月度幹事会議事録
- 日誌

7.15 岩手現地調査に参加して

支部事務局長 横山 聡

1 7月15日、翌日の団本部仙台常幹に合わせて岩手の現地調査が行われました。12時30分に一関に到着してバスで岩手県の被災地を回るというスケジュールで、陸前高田市、大船渡町、釜石市、大槌町などを回りました。

2 陸前高田市では、急遽戸羽市長がご挨拶にこられ、短時間でしたがお話しいただきました。

被災時は市役所の屋上まで避難して津波を免れたそうですが真っ暗闇の中でひたひたと水が押し寄せる恐怖、2300人以上の死者・行方不明者は市の人口の1割近くに該当すること、また、ご家族が被災して亡くなったという被害の重大さ、復興に対する国の対応の悪さに苦慮されており、市民とともに復興を果たして行こうとされている意欲が感じられるお話でした。災害に強い町として、市役所や病院や商店を高台に作り、病院の待ち時間に用事が済ませられることも考えているとのことでした。現在悩んでいるのは、雇用をどのように作りだし、帰ってきた市民が住み続けられる町づくりをどのようにして進めるかで、そのためにも被災した土地を一時的にも国が買い上げるなどして、復興のための資金と地均しが必要だ、宮城県のような経済特区制度を取ることはないが復興の順番はどうしてもつけざるを得ないと話をされました。

それから、市議の藤倉さんから、避難場所はできるだけコミュニティーを大切に、生活がしやすいように配慮していることや、家族も友人もなくした子どもたちの救済の問題が大切だと話されました。その後、



海岸付近に移動して、名高い松林の崩壊、市が負債の返還をしながら建設した野球スタジアムが完成直前に地震と津波で崩壊し、楽天イーグルスの試合を楽しみにしていた子どもたちががっかりしている話、海岸付近では1メートル30センチほど地盤が下がり、毎日津波を受けているような状態であることを話されました。しかも、1142年に今年の規模に匹敵する大津波が襲ったことがあり、そのときに津波が押し寄せた所まで退避していれば助かった教訓が生かされていなかった、などと使用不能状態の千昌夫のホ

テル前で話を聞きました。

続いて、大船渡市や釜石市へ行きましたが、スケジュールの都合上バスの中からの調査にとどまりました。しかし、瓦礫が被災場所から片づけられつつあったものの、仮置場に山積みされているだけで、大量の瓦礫の処分だけでも数年はかかるのではないかと思われまます。仮設住宅の建設地も、バスで移動中に山間部の奥まったところに建設されているものもあり、阪神淡路大震災の教訓が十分生かされているとは言い難い状態でした。



大槌町では、元町総務課長の碓川豊氏から、街の中を抜けて陸に上がった吉祥禅寺でお話をいただきました。この寺は避難所として提供されていましたが、その後身寄りを失った子どもたちの世話をしているということです。碓川さんから、震災の時には町議会を開いて、町長含め行政の中心を担っていた職員の多くが亡くなるか行方不明で、復興が大きく立ち遅れていること、被災者が町民の1割を超えていること、などを、被災時の録画を見せていただいたうえで説明を受けました。ともかく産業の再生が必要であるとともに、町を「減災」の視点からどのように再建してゆかが課題で、今後10年以上の歳月が必要であることは間違いありません。

今回の現地調査を経て、あらためて今回の災害の凄まじさを強く感じましたが、それにも増して対策の立ち遅れが強く感じられました。また、宮城での「上からの」復興対策会議の対応と比較すると、岩手ではまだ地域住民の視線をとどめた復興が唱えられていますが、これを貫こうとすると復興のための予算措置や援助の配分が、宮城に厚く、岩手に薄くなることも十分予想されるようです。岩手を「棄民」の地域にしないためにも、団が声を上げ力を尽くす必要があると感じました。

以上

教科書採択をめぐる取り組み

についてのご報告

東京合同法律事務所 馬奈木 巖太郎

さる7月26日、港区教育委員会の臨時会において、いわゆる「つくる会」系教科書を採択しないよう発言する機会がありました。

これは、臨時会に先立つ7月13日に、港区教委委員会に対し、自由法曹団として要請したことを受けたものです（佐藤生団員と私とで訪れました）。

そこで、当日の発言内容と委員からの意見などについて、簡単ですがご報告したいと思います（団通信もあわせてご参照いただければ幸いです）。

臨時会では、発言時間が5分と制限されていたことから、私としては、自由社と育鵬社の二社

の歴史と公民のいずれの教科書にも共通する問題点に絞って、発言することとしました。また、口頭での要請で、委員には発言内容が事前に書面などの形で渡っているということもありませんでしたので、できるかぎりわかりやすく伝わるよう工夫しました。さらに、法律家団体の要請です。それにふさわしい観点からの内容となるよう試みました。その結果、憲法の観点から、2つのポイントに限定し、キーワード的に表現するということにしました。

具体的には、二社の教科書の問題点について、“現在のこの国のかたち”と“現在のこの国のなりたち”というキーワードで整理して指摘することにしました。

“現在のこの国のかたち”とは、言うまでもなく、日本国憲法によって現在の日本国が成立していることを前提に、日本国憲法が国民主権や個人の尊厳を正面から謳っている内容の憲法であって、これが現在の日本国の根本原則となっているということです。二社の教科書は、この点の記述が弱く、むしろより大きなものへの奉仕や公共の福祉が強調される内容となっていることを指摘しました。

“現在のこの国のなりたち”とは、戦後日本の再出発が、単なる敗戦の結果ではなく、「あの戦争は間違っていた」という前提から始まっていること、その意味で戦後日本の再出発は無色透明のところから始まったわけではないということですが、二社の教科書は、否定されるべき先の体制についての認識が誤っており、戦後の再出発の立脚点に関する理解を欠いていると指摘しました。

発言後、委員からは、「学生のころ、大学の憲法の教授が熱意をもって語っていたことを思い出した。とてもいい意見を伺った」、「最近、戦後の民主主義に対して、個人的な感想として、ある危険性を感じている。子どもたちに偏見をもたせるような本は選びたくない」などの意見がだされましたが、概ね要請に好意的な意見だったと思います。

港区では、8月9日に教科書採択が予定されていますが、「つくる会」系教科書が採択されることがないよう、引き続き取り組んでまいります。

本質的議論を放棄したフォーラムに抗議～ 給費制をめぐるたたかいは続きます～

都民中央法律事務所 黒澤 いつき

司法修習生に対する給費制をめぐるたたかいにつき、報告いたします。

去る7月13日の第3回「法曹の養成に関するフォーラム」において、初めて給費制が議題に上がりました。法務省から、給費制の廃止が決定された過程などについて説明があった後に、日弁連がプレゼンテーションを行いました。与えられた時間はわずか15分、その中で貸与制がもたらす問題（損失）、法曹養成制度として統一修習が採用された歴史的経緯、我が国（憲法）が求める法曹像、2004年に給費制廃止が決まった背景事情、法曹を取り巻く環境の劇的な変化、等を説明しました。ところがその後、先に実施された弁護士対象の収入についてのアンケート調査の結果、「弁護士5年目の平均年間所得は1107万円」という数字が明らかになり、「これ

だけ稼いでいるのだから、修習費用のは返済できる」という意見が相次ぎ、「給費制は廃止し、以後、貸与制の実施細目につき検討する」との取りまとめがなされたのです。

こんな安直な議論は、「議論」に値しません。

いうまでもなく、この問題の所在は「返せるかどうか」などということではありません。戦後の（現代の不況などとは比較にもならない）貧困と荒廃と混乱のさなか、弁護士を含めた法曹を国家が（国費で）養成しなければ、日本の民主国家としての復興はあり得ない、という強い思いが、統一修習と給費制を生みました。それは、時として国家と対立する、「裁かれる側」に立つ弁護士を養成してこそ、この国の司法を豊かにし、人権保障の実現に繋がる、という発想に立つ、叡智の結晶です。弁護士は憲法上に位置づけられ、弁護士法1条の使命を負った極めて公益的存在であるからこそ、絶えず国民は評価あるいは批判し、弁護士も弁護士会もそれに応えようと努力し、かえりみ続けてきたのです。

貸与制が導入されたときの最大の理由は、「弁護士の資格取得という個々人の利益追求に伴う負担は、個々人が負担すべきである」すなわち受益者負担論です。ここにおいては弁護士の業務は利益追求の手段の1つに貶められ、採算度外視の弁護団事件・人権課題への取り組みも、単なる個人的趣味でしかありません。給費制の廃止（貸与制の施行）は、この国における弁護士の位置づけに劇的な質的転換をもたらすものなのです。

フォーラムはこの問題の本質を全く理解（しようとも）しないまま、「稼ぎがあるのなら返せる」という安易な理由で、給費制を廃止しようとしています。諮問機関の名に値しない暴挙といっても過言ではありません。

市民連絡会及びビギナーズ・ネットは、このフォーラムの取りまとめに対し、緊急の抗議声明を発表しました。日弁連も、臨時国会でのたたかいを見据えて、国会議員への要請を強化し、フォーラムが本質的議論を放棄した事実を伝えて、問題の本質への理解を促す決意です。

このニュースが届くであろう8月4日には、第4回目のフォーラムが開かれます。昨年、一旦「負け」が決まった後に諦めませんと街宣したことで逆転した奇跡体験のある私たちには、宣伝をやめるという選択肢はありません。法務省を青いTシャツで包囲して、安直な受益者負担論を打倒しましょう！

先日の東京支部若手学習会では、松井団員より戦前から現在に至るまでの団の歴史、そして久保木団員から震災支援の最前線での奮闘のご報告を拝聴しました。国民と共に、国民のためにたたかう法律家が、この国が真に自由で民主的な国家であるために不可欠であることを再確認しました。1人でも多くの団員が、今後の取り組みへ積極的に参加してくださることを期待します。よろしくをお願いします。



北千住街頭宣伝

北千住法律事務所 菅本 麻衣子

自由法曹団東京支部では、7月22日午後5時から7時まで、北千住駅西口にて街頭宣伝を行いました。

街頭宣伝は、脱原発、労働問題、築地市場移転反対、司法修習生に対する給費制維持など、個々の弁護士が関心のある分野について自由に演説していました。北千住駅西口には普段からたくさんの客引きがいたり、ストリートミュージシャンが演奏したりストリートパフォーマーがパフォーマンスをやったりしていますが、その人たちも演説を聴いてくれていたと思います。当日はアンデス音楽の方が演奏中で、後半は演奏をBGMに演説をするという形になりました。

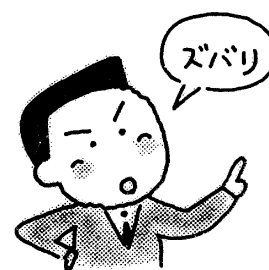


街頭宣伝とともに、自由法曹団のチラシを封入したティッシュも配布しました。北千住駅は人通りが非常に多いので、受け取りはそこそこありました。待ち合わせか何かで時間のある人の中には、ティッシュの中からチラシをとりだして熱心に読んで下さっている方もいらっしゃいました。ただ、(ティッシュであれば中身が何であれほぼ全員が受け取る)大阪出身の私からすると、ティッシュの受け取りを断る人がかなりいること自体が驚きでしたし、一人で2、3個受け取るような人がいてもいいのにな、とってしまったのも事実です。

また、なんでも相談と銘打って机も用意しておりましたが、時々相談に来られる方がいらっしゃいました。相談内容は、労働問題など典型的な法律問題の他、武富士の会社更生案について賛成すべきか反対すべきかなどバラエティに富んでおり、高校無償化で私学ももっと安くなってほしいなどの要望を伝える方もいらっしゃいました。(もちろん武富士の会社更生案には反対をお勧めしたのはいうまでもありません。)

北千住は、地元の弁護士以外にはなかなかなじみの薄い街のようですが、巨大な人口を背景に抱えておりますので、今後も皆様ご関心を寄せて頂き、いろいろな活動の舞台にして頂ければ幸いです。

次回街頭宣伝は、9月21日(水)午後5時から午後7時まで、浅草駅近辺で行います。ご参加下さい。



若手弁護士へのメッセージ

弁護士の仕事

東京合同法律事務所 谷村 正太郎

1 1961年4月、私は弁護士になった。翌年のある日、先輩の福島等さんに札幌ほか数カ所で開かれる白鳥事件の集会に参加し、事件の解説をするようにといわれた。弁護人ではないし、事件のことは何も知らないからと断ったものの、何冊かの資料を手渡され、この期間手の空いている弁護士は他にいない、君は暇そうだからといわれ、あっという間に北海道に行くことになった。

上野駅からの夜行列車、青函連絡船、道内の列車と乗り継ぎ、20時間余をかけて札幌に着く。その夜の集会で詰め込んだばかりの知識で話を始め10分ほどたったとき、会場内からの「違う、違う」という大きな声で遮られ、立ち往生してしまった。発言した夕張の戸田さんの名は、いまでも記憶している。

これがきっかけとなり、私は白鳥事件そして芦別事件の弁護団に参加することになった。両事件とも1・2審は、札幌の杉之原舜一先生が、ただ1人でたたかってこられた。白鳥事件弁護団が結成されたのはこの少し前のことである。以後、私はほぼ毎月1回札幌に通うことになった。南1条西14丁目の先生の事務所に行くとならぬ記録が棚にぎっしりと並んでいる。先生はその記録の全てを精読されていた。打ち合わせの途中で疑問に出会うと先生は、それは誰々の5回目あたりの調書にあったはずだ、といわれ、記録を取り出すとまさにその通りの記載がある。私はただ圧倒されるような思いであった。

先生だけでなく、当時の先輩は皆、記録を読むことに厳しかった。その頃の事務所会議で若手の誰かがその場の思いつきで発言したら、植木敬夫さんに「記録をきちんと読まずにいい加減な発言をするな」と叱責されたことを思い出す。

若いときの「刷り込み」のため、私は弁護士の仕事は、記録を読み、考え、調査し、証人を尋問し、そしてまた、記録を読み、考え、書くことであり、その余は、重要ではあっても付随業務であると思いついでいる。

2 東京支部ニュース442号に掲載された「1949年から63年まで」で大塚一男さんは、上告趣意書作成のための1955年8月伊東市での20日間に及ぶ合宿について書かれている。

ある機会に、そこにあげられている戦後派弁護士の当時の年齢を調べたことがある。

大塚一男（1期 30歳）、上田誠吉（2期 28歳）、関原勇（3期 30歳）、池田輝孝（4期 32歳）、松本善明（6期 29歳） 柴田睦夫（6期 27歳）

（上田さん、そしてここに名をあげなかった合宿参加者は皆故人となっている。）

この若い弁護人たちが書いた上告趣意書（1被告人を1弁護人が責任を持って担当した）は、いずれも最高裁調査官に「詳細且つ焦点を衝いていると思われる力作」と評価され、死刑4名、無期懲役2名、有期懲役11名・刑期合計104年6月」という2審判決を覆したのである。

弁護士が良い仕事するのに期も年齢も関係ない、必要なのは責任感と情熱そして地道な作業で

あることをこの合宿の経験は語っている。

3 自分にとっては白駒が隙を過ぎるように50年がたった。この間の社会の変動は世界でも日本でも信じがたいほど大きかった。弁護士がどのような事件を担当するかはもとより自分の意志によるが、より大きくは時代の要請で決まる。激動する時代の中で多くの事件に出会い、様々な困難に直面し、時には行く手の道を見出しがたいこともあった。そのとき自由法曹団は私にとって何よりも信頼できる地図であり羅針盤であった。

共に実現した「夢」を語り合いたい

東京法律事務所 坂本 雅弥

東京支部から、支部ニュース7月号掲載の坂本修さんの「若い世代へのメッセージ」に対し、その返信のメッセージの執筆を依頼されました。同じ事務所の団員同士の書簡のやりとりとなっていましたでしたが、この際面と向かってはなかなか照れくさくて言えないこともあるので、執筆を引き受けました。

修さんと初めてじっくり話をさせていただいたのは、事実上、東京法律事務所への入所が決まった修習生の時。当時、私は、福祉をはじめとする人権を守る活動に興味があったものの、「果たして東京法律事務所ですべていけるのだろうか？」という不安が強くありました。そのような自分に、修さんは、「時間があるときに、よければウチにいらっしやい。」と声をかけていただきました。当時、修さんは自由法曹団の団長。「自由法曹団」という名前は知っていましたが、どうして青法協とは別になぜ人権を守る団体があるのか、どういう団体なのか、という今思えば世間知らずな疑問の答えを聞きたいと思っていましたが、何より、自分がこの事務所で仕事をしたいのかということ、ざっくばらんに話したいと思いました。

某日、少し緊張しながら、修さんのご自宅にうかがうと、修さんや福子さんにワインやご馳走を振る舞っていただき、とても豪華なおもてなしをしていただきました。修さんは、ワインを口にしながら、かつては軍国少年として育った自分が戦後抱いた平和への願い、憲法に寄せる思いなどを熱く語りました。お話の中で特に印象的だったのは、支部ニュースにも書かれていますが、修さんが自分のことを「自分は弱い人間なんだ」と言ったこと。今まで数々の大衆的事件をたたかい、自由法曹団の団長にまでなった人がそのような言葉を発したことにびっくりしましたが、その言葉を聞き少し安心しました。私自身も身体も弱いし、気弱だし、そんな弱いモノづくしの自分でも、東京法律事務所、団で、活動できるのだと思い、団が身近な存在に感じられました。

ただ、修さんは、「弱い」けど、「逃げない」という。ニュースでは、「『心弱い者でもできること』は『逃げないこと』」と書いています。当時、私が修さんから聞いたのは、「事実を知れば、逃げることはできない。」ということでした。「まず現場を見る、そして当事者の話を聞く。すると、目の前の人間を放って逃げられなくなる。」ということでした。私が、司法試験受験中に障がい者関係の仕事をしていたことを話し、福祉関係の活動をしていきたいと言ったところ、「弱い立場の人達を助けたいという思いがあれば、あとは一人ではない、支えてくれる団員がきっといるだろう、それが団の強みであり、良いところだ」と話していただきました。

また、修さんの魅力は、その「語り」です。学習会でも、「講演する」とは言わない。「語る」、「語り合う」という。修さんの話を聞いていると、時間も忘れて聞き入ってしまうことも多くあります。私は、2007年に改憲手続法の関係で、国民投票運動におけるメディア利用についてイタリア調査団に参加しましたが、その後、この問題で学習会講師となることが多くありました。ただ、私は人前で話すことが苦手で、学習会でも上手く話すことができませんでした。そのことを修さんに相談したところ、修さんは、「自分が伝えたいことを、自分の言葉で語る、それでいいんだよ」とアドバイスしていただきました。修さんと一緒に学習会の講師を務めたことがありますが、確かに、修さんの話は、問題点の単なる「説明」ではない。会場の参加者と共に、憲法を守っていきましょう、法律の改悪を阻止していきましょう、と語っていく。そのため、修さんが話を終えた後、会場からの質問や意見も多くあります。修さんの語る姿を見て、大事なのは、「伝えたい気持ち」であることを実感しました。

支部ニュースでは、修さんは「『夢』を現実のものに」と語っています。修さんは、時折、「次を書いている本が自分の遺書だ」と言いますが、次には、また新しい「夢」を語る。それほど、世の中多くの問題があるということですが、「いつかは夢は実現するんだ」という前向きな姿勢は、私も多くを学び、励まされています。

修さんとは「『夢』を実現させること」だけでなく、是非とも実現した後の「夢」についても語り合いたい。それまで、団と一緒に活動をさせていただきたい。酷な希望とは重々承知しつつ、それが私の思いです。



若手学習会

自由法曹団の苦難と高揚

講師 都民中央法律事務所 松井 繁明

1 団設立の意義（1921年）

（1）「民衆の弁護士」の出現

創立90年を迎える任意的な法律家団体は世界でもないのではないか。団の創立は争議中の労働者が警官にサーベルで殺された、神戸の労働争議の調査に東京の弁護士が行ったことがきっかけと言われる。

それよりも、民衆の側に立つ弁護士集団が結成されたことに意義がある。自由民権運動を引き継いだ花井卓蔵らは権力に抵抗する弁護で民衆の支持をうけていたが、彼らは生活面ではプチブルの範疇の弁護士であった。一方、布施辰治ら自由法曹団の弁護士は、生活面でも最初から民衆の側に立つことを表明した弁護士集団だった。

（2）「冬の時代」からの脱却

「冬の時代」（大逆事件を契機として、労働運動、社会主義運動は徹底して弾圧されるようになった時代）からの脱却という側面もある。ロシア革命の影響下で米騒動など民衆運動の高揚のなかで自由法曹団は設立されたのである。

2 治安維持法（1925）との苦闘

（1）3・15事件（1928）、4・16事件（1929）に対して「解放運動犠牲者救援弁護士団」が弾圧とたたかう。「自由法曹団」と名のれなかったのは、当時、団に亀裂のあったことを示している。合法的左翼政党の動きの中には共産党シンパ排除の動きがあり、コミンテルンの誤った指導により共産党側の「社民主敵論」があった。

（2）自由法曹団の活動停止（1933）

「解放運動犠牲者救援弁護士団」はかなり健闘したが1933年に「目的遂行罪」で全員逮捕され、以後45年まで自由法曹団は活動停止。

3 団の再建と歴史の暗転

（1）団の再建

梨木作次郎団員は、戦争末期から再建準備。1945年10月に再建。労働運動、借地借家権の擁護など。

（2）歴史の暗転

GHQは新憲法制定、財閥解体、農地解放など民主的政策をすすめたが、1948年にその方針が変わり、大衆運動への弾圧が激しくなる。1949年の松川事件、1952年のメーデー事件など。松川事件、メーデー事件では全員無罪となったが、他に数多くの弾圧事件があり、団員が十分に対応できなかったものも多い。

4 60年安保

(1) 60年安保の意義

国民自身の行動・運動によって、米大統領の来日阻止、岸内閣退陣などの成果をあげた。

(2) 60年安保後の活動の幅の拡大

この60年安保運動を経て、大衆運動が活発になる。

そのため団員は、各地の大衆運動にかかわり、団の活動の幅を広げていった。労働運動、基地反対闘争、公害反対運動、朝日訴訟など。

5 団規約改正の意義

自由法曹団の擁護する人権とは何か、が焦点となり、活発な論議が繰り返された。

そこで、「ひろく人民と団結して」という規約改定。「人間にはだれにも人権がある。しかし、自由法曹団が目指す人権の擁護は、ひろく民衆ともにたたかっていく者の人権を守ること。もっとも、個人の団員が個人的に、やくざや新左翼の弁護活動をするのはかまわない」という解説がおこなわれた。

6 東京支部の設立

弾圧反対闘争が続くなか、「自由法曹団＝東京合同法律事務所」の時代が続いた。1970年ごろの東京の各事務所は個性が強く、流儀の差があった。

しかし、「各事務所の壁を越え互いが交流し、共同の行動できる活動体が必要なのではないか」という議論が高まり、1973年に東京支部が設立された。

7 革新自治体の時代（1960年、70年代）の終わり～1980年代

1970年代までは、社会党と共産党の統一戦線をめざす時代。しかし、1980年に、社会党が共産党と手を切り、公明党と手を組む。

その結果、1980年代には悪法案が数多く出される。これに対応するため、団内で悪法阻止闘争の手法が確立された。

8 小選挙区制度と憲法改悪～1990年代

(1) 小選挙区制導入（1994年）。

憲法改悪の具体的危機。憲法制定の直後から憲法改悪の動きはたくさんあったが、その危険が現実化したのは1990年代から。

(2) 最大の危機は2008年12月。政権交代で自民党が与党から転落したことにより小康状態。ただし、危機は去っていない。

9 9.11から3.11～（2000年代～）

(1) 自衛隊の海外派兵

アフガニスタン戦争、イラク戦争などを口実に自衛隊の海外派兵。ソマリア沖海賊問題をのぞき海外派兵は撤退させた。

(2) 構造改革路線への対決

がんばってきたが、これにうまく対処出来たのかどうか。しかし、現在では構造改革路線は深刻な矛盾に陥っている。

(3) 東日本大震災のもつ意味

阪神大震災とは比べものにならないほどの大震災にたいし、団はこれからどう対処すべきか。

3. 11で自衛隊が大活躍。「自衛隊は違憲だ」だけでなく、その位置づけについてどう考えるか。前途は多難と多彩。

以上

被災者の生活・生業の再建。

原発被害者の被害回復を目指して

講師 代々木総合法律事務所 久保木 亮介

☆はじめに～あいさつ

- ・団の震災問題対策本部の事務局長
- ・被災地では、未だ避難所生活の方や仮設住宅に暮らす方の抱える困難や矛盾、原発の被害もいつ収まるか見通しも付かずむしろ拡大している、現在進行形の問題。これらに取り組む団の生の活動を知っていただきたい。
- ・レジュメを見ていただければ私の思いがわかると思う、半分以上が行動提起である

1, 東日本大震災対策本部のこれまでの取り組み

①基本方針 被災者の生活、生業の再建は基本的人権だ、という視点である。これに対し国や東電は「私有財産の救済には協力できない」「自助努力の原則」が妥当すると言う。理由は、東日本大震災は「天災」であって「人災」ではないこと。しかし、阪神淡路の経験で～当時の先輩の応戦により再建のための法（生活再建支援法）をつくらせた成果が出ている。今回もそもそも「自助努力」の原則を求める土台が壊されている。この場合に土台をなおすのは、社会保障であり、国家の義務だと考えている。

阪神淡路大震災の当時も住宅の再建の問題が最大の課題であり、小田まことさん、などの市民運動家や学者と協力し広がりのある共同の取組ができた。

②脱原発の視点

5月集会で決議されたように、脱原発を目指す。

菅首相の脱原発発言は、内容については、7割が賛成という世論で団もこれに答えなければならない。

2, これまでの具体的活動

宮城について現地調査をして、2つの報告書を作成した。女川町と名取市の訪問。報告書を見てもらえば分かるとおおり、いずれも自治体の機能ごと奪われている。行けば良いというものではないが、現地に行って初めて分かることも多く、生活の復興は並大抵ではない。被災者の声を聞く、現地で復興に尽力している職員等の話をきくことで、現地でのどのような要求がある

かがわかる。

4月5日には福島調査にも入った。6月に入って、岩手の調査にも足を伸ばすことができた。女川町とならんで最も被害が大きい陸前高田市や大槌町に40名の団員が調査に入った。陸前高田市では市長、市議から話を聞くことが出来たが、沿岸部では地盤沈下が1メートル30センチといわれる。このようなところで、再建は可能か？深刻な問題となっている。

被災地の他、東京などで避難されている方の支援も団員が活躍している。お弁当を出せ！という原初的な要求の実現から法律相談に至る様々な支援を手伝っている。

現地調査をした後は報告書を携えて内閣府、防災担当、厚労省への申し入れを行うが、実態、現地の状況の報告については担当官も「よく知らせてくれた」という感謝を述べられる。

資料に沢田団員の「被災者支援にかかわる制度・法律の概要」や「東日本大震災・福島第一原発事故関連法令を参考にしてもらえれば分かりますが、仮設住宅の根拠条文や避難所の炊き出しの根拠条文などが整理されています。しかし、生業（なりわい）の補償は含まれていない。

「店再建したいのに」という新聞記事（赤旗）を見て頂ければ分かるように、現実に法が追いついていない典型例田と思います。岩手の宮古市では、被災した事業所1020もあり、生業が破壊されているのに、住宅が解体した場合には義捐金が出るのに、店舗を解体した場合なぜ出ないのかという声が上がっています。

先日、既に仮設住宅で40代の男性も死亡したという話が報道されました。私は阪神淡路震災のときは、まだ司法試験受験生で弟（学者）がボランティア等して何かしたいと思いつつ何も出来ずにいました。今回はその、無念を晴らすためにも、対策本部の事務局長を引き受けました。

(3) 「復興」のあり方を巡るたたかい～政府の震災復興法と基本方針の問題点

政府の基本方針については、根本思想が非常に問題があると思っています。

基本方針は、被災した地元の被災者の声を無視して日本全体の経済的「復興」を考え、それに役立つもののみ拾うという考え方が支配しており、「TPP」が見え隠れするものとなっています。宮城県でつくられた「震災復興基本方針」は、農業、漁業の集約化が明示されており、震災以前から画策されていた、財界等の構造改革構想を、震災を機にすすめようとしているところです。漁業権は入会権の一種として単純に市場原理にさらしてはいけないと思います。大きな反対運動をぶつけてゆく必要があると思います。

(4) 東電福島原発事故の全面的被害回復に向けて

団では、福島県の各地での相談会で原子力損害賠償法の概要を話す。福島県弁護士会主催で説明会をしたところ、3000名を超える参加者が出る（相談者はさほどでもなかった）。十分な説明がされていない状態。その後、東電への仮払いや本社要請への同行を団として行っている。

原子力賠償紛争審査会指針により被害は十分に回復されるか～被害回復は「30キロ圏内」に限る。請求が「ガイドラインの枠内での請求」であれば約9割は認められる。ただし金額は低額に抑えられることが予想される。問題は、30キロ圏外。白河での相談会では那須のペンションの経営者からの相談も舞い込む。風評被害での客の減少が切実だという話だった。また、被害の実情として農家の方が果樹園を捨てて逃げてきたが、樹木は3ヶ月放置するとダメ

になり、回復するのに15年以上かかるが、そのような実情は聞き取りまで分からない。まさに生業の破壊だった。また、被災者で妊娠された方は、関西へ避難し、ストレスで切迫早産した話もあり、その精神的被害についての損害はどうなるかなどと質問された。

相談会で被害の掘り起こしを行い、広範な被害を東電にぶつけて責任をとらせることが必要であり、これは団の仕事だと思う。原賠法は「無限責任」を認めている以上、その徹底的な追及が必要である。一部御用学者は、この無限責任を見直そうという動きを見せており、原賠法の性格をさらに原発推進方向に向けさせかねない危険な動きである。原賠法は、1条にあるように、賠償と推進を同列においている。賠償と推進が併記されるような異常な法律としか言いようがない。

3, 「チーム福島」の活動

原子力賠償紛争審査会の指針から中間指針へ（8月5日に延期）。案などを見たところ、「何故、国外の客のキャンセルだけしか補償しないのか、国内客のキャンセルも当然、賠償すべき」などと批判が出てくることが推測できる。

この指針は、東電との話し合いによる賠償の仮払いの指針。東電が支払いを拒絶した場合にはどうするのか、東電に聞くと「スキームによって対応している」といわれた。そこで「スキームとは何か」と聞くと「指針だ」という。ふざけた話である。東電は自ら責任を持って賠償・解決する方針を持っていないのである。福島の請求を実現するために埼玉の団員が中心となって「チーム福島」を結成して、福島の団員を支えて福島の被災者の聞き取りや請求の手助けを行っている。

4, 弁護団結成の動き

福島の広田事務所には、内水面漁協や露店商、海の家、などの「指針」に出していない業種の被害者から相談を受けており、「指針」からすれば救済を期待できないため、法的手続に進まざるを得ない状況が生まれている。既に内水面漁協、露天商は東電に請求を出している。しかし、実際にいわき市で動いている弁護士は8名（団員3名）で、請求のための聞き取りから訴状の構成・起案までを8名で抱えるのは不可能である。若手を中心に、この弁護団への参加が強く望まれる。

5, 今後の諸課題

実際に原発問題で最大の問題は将来的健康問題で、被害回復の取組のひとつに必ず組み込まねばならない。すぐに結果が出るわけではないので、今後常に調査させ、問題が生じたら対応させるような体制をつくらせねばならない。

また、団では従前原発PTを震災対策本部の中に配置していたが、廃炉をめざす全国運動に展開し独自で全国的な課題を含むことから全国的に位置付け、独立して活動することとなった。こちらにも長期化が予測されるため積極的な若手の関与が必要である。

一方経団連の原発再稼働にむけた動きには注意が必要である。主にはベストミックス論として、再生可能エネルギーには時間がかかる、金もかかるとして、原発も選択肢のひとつとして

残したいと考えている。これも息の長いたたかいとして、現在の「若手」が参加して支えてゆく必要がある。

いろいろと話したが、長期にわたる問題として活動の支えとして若手参加が強く望まれる。各事務所、団の支部で議論し、若手団員が多数支援に関わるようにしてほしい。

若手学習会（7月27日）に参加して

東京合同法律事務所 久保田 明人

7月27日に開催された若手学習会に参加させていただきました。前半は、松井繁明団員による自由法曹団の歴史、後半は、久保木亮介団員による震災に関する自由法曹団の取り組みについてご報告がありました。

（1）自由法曹団の歴史（松井繁明団員）

自由法曹団は、1921年に「民衆の弁護士」の集まりとして創立しましたが、その創立当初から国家権力による弾圧を受け、その後も、特定の思想を有していること自体を犯罪とする悪法「治安維持法」による活動停止、戦後の数々の弾圧事件での奮闘、「社公合意」時代の悪法との戦いなど苦難が続きました。松井団員のお話を聞いて、自由法曹団の90年の歴史は、まさに、民衆を抑え込もうとする権力との戦いであることがわかりました。

諸先輩方がその時代において、民衆を弾圧しようとする権力に抗い、果敢に戦ってきた歴史を聞き、私も一団員として身の引き締まる思いがするとともに、とても誇りに思いました。

（2）震災に関する取り組み（久保木亮介団員）

3月11日の震災が起こってから、自由法曹団は、即座に被災地調査や被災者支援を開始しました。阪神淡路大震災での経験をもとに、被災者の生活の再建は憲法が保障する生存権の問題であるという視点に立ち、被災者の実態を把握し、被災者の権利を擁護するための活動が行われています。

まず、被災者の実態や被災地の被害状況を把握するための現地調査が、この間、宮城と岩手で複数回実施されていることの報告がされました。久保木団員は、被害の状況を自分の目で見て、被災者の声を実際に聞くことが大切だと強調されました。私も、岩手の現地調査に同行させていただきましたが、そのときに見た、家があり人の生活があったであろう瓦礫の町やそれでも立ち上がろうとする人たちのお話の記憶が今でも頭の片隅に強く残っています。それを思い出すたびに、なんとかしたい、その人たちに寄り添って役に立ちたいという熱を持った想いがふつふつと沸いてきます。そのような気持ちを持つと同時に、被災者から離れた独りよがりな活動をしないためにも、実際に自分の目で見て、自分の耳で聞くことが重要だという久保木団員にとっても共感しました。

また、福島における東電原発事故についての活動も報告されました。この間の、原発事故被害の相談説明会での多くの団員による精力的な活動については本当に頭が下がる思いで聞いていました。今後は、賠償を受けられていない被災者を対象に弁護団を組織する予定であるということでした。私は、久保木団員からの、避難区域外で自主避難した妊婦がストレスのために流産したというお話を聞いて、大変ショックを受けました。この人も当然に賠償を受けるべきで、また、

このような人は他にも数多くいるはずなので、被害者の掘り起こしも含めて、私もぜひその弁護団に協力させていただきたいと思いました。

自由法曹団における東日本大震災の取り組みは今後相当長期に及ぶと思いますが、私も一団員として少しでも役に立ち、一人でも多くの人の苦難を和らげられるようにしたいという思いを新たに強くした夜になりました。

以上

9. 18 「国保なんでも電話相談会」 開催のお知らせ

三多摩法律事務所 田所 良平

1 9. 18 「国保なんでも電話相談会」の開催

東京社保協とその構成団体である東京土建、東商連、東京民医連、都生連等と団支部も共同して、下記日時場所にて全都を対象とする「国保なんでも電話相談会」を実施することになりました。

9月18日 10時～17時 東京労働会館5階 東京地評会議室

また、9月3日午後1時から、東京労働会館5階にて事前の研修会を行ないます。

相談会にご参加いただける方を募集します。事前に私までご連絡いただき (tadokoro@san-tama.com)、研修会にもご参加ください。

2 23区の国保料大幅値上げ 6.4万円→14.4万円へ

(1) 23区では、今年4月から国保保険料のうち所得割額の計算方法を「住民税方式」から「旧ただし書き方式」へと変更しました。これにより、多人数世帯や障害者がいる世帯、1人親世帯をはじめ、住民税方式における控除を受けていた世帯の国保保険料が増額されました（各方式の説明は割愛させていただきます）。年間保険料が6万4000円から14万4000円増え激増した世帯もあります。

国保料の通知が6月中旬以降各加入世帯に届くと、たちまち区役所に苦情や問い合わせが殺到し、例えば足立区だけでも約半月で電話約7600件、来庁者3300件を超えたそうです。

(2) 三多摩地域でも

23区だけでなく、三多摩地域でも今年4月より多くの自治体で国保保険料（税）が値上げされています。国保料滞納に対して、生活を無視した差押えを行なう自治体もあり、年金振込直後の預金差押えを連続して受けた方が自殺に追い込まれたケースもあるそうです

3 電話相談会の意義

このような状況下で、東京社会保障推進協議会とその構成団体及び団東京支部等の各団体で、「国保なんでも電話相談会」を行なうことが決定され、現在準備を進めています。

110番を行なう意義は、大きく2つあります。

まず、国保料には各種減免制度や、医療費の減免制度などがあり、これらを活用することで救われる世帯もあります。ところが、自治体がこれらの制度を積極的に知らせていないため周知されていないばかりか、申請しようとしても不当に受け付けない例さえあります（生活保護の「水際作戦」と同じ）。これらの制度を知らせ、必要であれば各地域の民主団体につなぎ、個別の救済を図っていきます。

また、もともと国保料が払えず滞納する世帯が増えるなか、「収納率向上」を求めて差押え等を厳しく行なう自治体も増えています。糖尿病などの慢性疾患をかかえる患者が受診を控えるなど、国保料の高さゆえに必要な医療を受けることができない人も少なくありません。国保料の引き下げを求める運動を大きく盛り上げていくことが求められていることはいまでもありません。電話相談によって国保料値上げによる生活や健康への深刻な影響を把握し、運動を推進していく契機とします。

- 4 国民健康保険法は、その第1条で「社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と明記しています。ところが、現状は、低所得層にとって国保料はあまりに高額であり、その負担故に国民の生命や健康、生活がおびやかされているとさえいえるのではないのでしょうか。

だれもが安心して医療を受けることができるよう、運動を大いに盛り上げていきましょう。

以上



新人紹介「岐阜支部からやってきました」

法テラス東京法律事務所 大野 鉄平

1. このたび自由法曹団東京支部に登録させていただきました法テラス東京法律事務所の大野鉄平と申します。司法修習の期は新61期で、2008年12月に弁護士登録をした後、1年間の養成のため岐阜合同法律事務所に入所した際、自由法曹団に入団し、その後、同じく岐阜県にある法テラス可児法律事務所では今年の3月まで勤務していました。
2. 岐阜支部に所属していたころは、中津川市の代読裁判や派遣先に対する直雇用を求める裁判などの弁護団に加わり、法テラスに所属しつつも団の活動にも参加していました。通常、私のような法テラスの常勤弁護士（スタッフ弁護士）は法テラスや日弁連の委託援助を利用した事件以外受任することはできないのですが、いわゆる「研修目的による共同受任」という名目であれば、法テラス地方事務所の所長の許諾があることを前提に弁護団に入ることが許されます。岐阜では当時の法テラス岐阜地方事務所所長の安藤友人先生から「勉強のためにどんどん弁護団に参加するように」と指導されていたため、私もこの「研修目的による共同受任」という制度を利用して様々な弁護団事件に参加させていただきました。
3. さて、現在法テラス東京法律事務所には6名の弁護士が所属しており、55期の藤井先生を除き、60期台の若手で構成されています。そのため、私たちの経験不足を補う目的で、地方事務所の所長や副所長の先生方に週1回程度事務所に来ていただき担当事件の相談など、スタッフ弁護士の支援をお願いしています。

現在、事務所に舞い込んでくる事件のほとんどが外国人事件です。これは英語を話すことのできる弁護士が所属していることもあると思いますが、私の場合も、今のところ受任事件の半分以上が外国人の方の事件となっています。

通常の事件処理の他に、法テラスでは関連団体との連携の強化に取り組んでいます。総合法律支援法に自治体等の関連団体との連携の確保強化が明記されたこともあると思いますが（総合法律支援法7条）、法テラスでは紛争を総合的に解決するため、NGOや自治体等と連携を深めるための努力をしています。法テラス東京法律事務所でも23区内の役所を回り、民生委員や児童委員等を対象に、法テラスを幅広く知ってもらった上で活用していただくための説明会等を行っています。

また、東日本大震災以降は、避難所の無料法律相談に参加する等、被災者の支援にも力を入れています。今年のゴールデンウィークには、私と所長の藤井先生と共に、宮城県下震災避難所無料法律相談に参加し、3日間にわたり避難所での無料法律相談とメディア取材を受けました。

4. 以上のように、法テラス本部としては自治体等との連携を強化して各種紛争の総合的解決を図ることをアピールすることで、スタッフ弁護士の存在意義を強調しています。私としても、こうした活動はとても重要で今後も法テラスとして力を入れていくべき分野であると考えています。

それと同時に、個別の事件解決にとどまらず貧困層全体の底上げをすべく、スタッフ弁護士とし

でも大衆運動とも結び付いた人権擁護活動をするべきではないかと感じています。実際、アメリカのリーガルエイドにおいても、「貧困との闘い」との名の下、個別の事件を代理するだけでなく、貧困者の利益のためにスタッフ弁護士が法改革運動を組織してきた歴史があります。

私としては「研修目的のための共同受任」を活用して様々な弁護団に参加することで自由法曹団の伝統を受け継ぎ、そしていつの日か、スタッフ弁護士として貧困層全体の底上げを目的とした活動をしていたいと思います。

新たに弁護団を立ち上げるようなことがありましたら、ぜひお声をかけてください。今後ともよろしくお願い致します。

以 上

サマーセミナー

原発・エネルギー政策と東京都の財政政策について骨太 の議論ができるようになる講演

支部事務局次長 河村 洋

今年のサマーセミナーでは、自分の中に、原発・エネルギー政策と東京都の財政政策に関する「幹」を作ることができます。

1日目（8月26日）は、会計学がご専門の醍醐聰先生（東京大学名誉教授）に、東京都の財政政策についてご講話いただきます。都の財政の健全化は石原都政のおかげなのか、石原都政の財政政策に問題はないのか、あるべき財政政策とはどのようなものか、評判の悪い美濃部都政の財政政策の問題点はどこにあるのかなど東京都の財政政策論議をする上で押さえておかななくてはならない点について理解が深まること間違いなしです！

2日目（8月27日）は、国会で日本の原子力政策の問題点を指摘し続けてきた日本共産党の吉井英勝衆議院議員に日本の原子力・エネルギー政策についてご講話いただきます。東電福島第一原発事故は、日本の原発政策の問題点を日々明らかにしています。京都大学工学部原子核工学科卒の吉井議員は、この東電福島第一原発事故が起こる前から、日本の原発の問題点を国会で具体的に論証・指摘し、原発政策の抜本的見直しを求めてこられました。この吉井議員による講演、日本の原発政策の未来について具体的に考える際のよすがとなること間違いなしです！

サマーセミナー要項

日時 2011年8月26日(金)午後1時～27日(土)午前12時

26日

- ・東京都政を経済面から解析し、福祉・防災都市東京を提言する（仮題）

1 時～2 時：東京都政の現在の問題点の報告
2 時～3 時 30 分：醍醐先生の講演
3 時 30 分～3 時 45 分：休憩
3 時 45 分～4 時 30 分：質疑応答・討論
4 時 30 分～5 時：原発問題の基礎知識（河村次長）
6 時 30 分～8 時 30 分：懇親会（司会：酒井次長）
9 時頃～：2 次会



27 日

朝食とチェックアウトは9時までに

・福島原発事故を踏まえて日本のエネルギー政策を考える（仮題）

9 時～11 時：吉井先生の講演

11 時～11 時 15 分：休憩

11 時 15 分～12 時：質疑応答・討論

場所 熱海リゾートピア

予算 ①全参加で17,000円、②26日の懇親会より（宿泊あり）27日の会議に参加（15,000円）③26日 会議のみ参加（2,000円）
④26日 会議と懇親会に参加（宿泊なし）（8,000円）

**ソフトボール大会まであと3か月！
今年の大会は10月28日（金）！です。**

第23回団支部ソフトボール大会まで3か月を切りましたが、去年は雨天順延のため参加チームは5チームでした。

今年は、順延日をあらかじめ11月11日（金曜日）と確保しておりますので、雨対策もちゃくちゃくとすすめています。

女性団員、個人参加も大歓迎です。個人事務所の団員の方々で参加を希望されながら、チームを編成する人数が確保できない皆さんは、支部執行部で、事務所の枠をこえた混成チーム編成するなど、何とかご希望にお応えしようと思えます。

今年も、去年と同様、ルール説明会および抽選会を10月26日午後4時30分以降に（幹事会の終了後）におこないます。是非、チームキャプテンはご参加下さい。

支部幹事会議事録

出席者 10人

1 人事問題

- ・千葉幹事長は事情により幹事長の執務ができない状況で、代行を選任する必要がある。幹事に打診し支部長・事務局長で要請する。

2 団本部90周年行事・総会後の一泊旅行

・90周年は10月21日午後3時から記念行事、午後6時からレセプション。600人の会場を準備したので東京支部から200名の動員（というか200名×1万5000円の費用の確保）をお願いしたい。→集団事務所に参加を促すFaxを入れ電話かける

・8月末に招待状を送るので、招待状を発送する団体があれば、団本部まで住所を含めたリストを提出すること。これも各事務所に要請する。

●総会後の一泊旅行の企画について

・横山団員：富士国際と話して、「22日の午後5時の総会后、屋形船で東京湾めぐり、翌3日に東京大空襲の跡をめぐり羽田空港に午後4時頃に到着」との提案があった。

・小部団員：そもそも東京での一泊旅行の需要があるのか。

・藤本団員：総会後の一泊旅行の目的は懇親。温泉などが無い場所では参加を募るのは難しい。昔の総会は先輩と若手との交流・懇親の場であったが、現在は同期と再会するだけの場になってしまっている。現在は総会後の旅行が、先輩と若手の交流の場になっている。→継続審議。

3 東日本大震災に関する報告と討議

・横山団員：学習会と8月3日の支部ニュースで詳しく報告する。

・久保木団員：福島避難等対象地域以外の地域の住民・事業者の仮払請求に同行した。

広田団員を中心としていわきの8名の弁護士（うち非団員5名）が露天商、内水面漁協などの請求人団をすでに組織しているが、訴訟等の準備のための人手が足りないので、応援要請がきている。東京支部から若手の弁護士を派遣してもらいたい。

・小部団員：脱原発の運動は今後数十年なくてはならないのだから、原水禁運動とも関係を深めておいた方がよい。

4 サマーセミナー準備状況

→静岡支部等に連絡して、さらなる参加を募る。学習会に来る修習生にも参加を募る

5 中学校教科書採択問題

・23区、市町村の教育委員会への要請はほぼ実施されている。

・東京都教育委員会は、つくる会系教科書を採択するのはほぼ確実だろう。

・台東区が危ない。5名中4名がつくる会系教科書を支持。7月28日に採択か。

- ・国立市も危ない。様々なところから要請書が多くきているとのこと。
- ・江戸川区は露骨につくる会系の教科書採択を求める要望書を自民党の区議が提出。

6 支部街宣活動報告

中川団員：7.22 北千住で東日本大震災、給費制などを街宣。相談は2件。干渉はなし。
次回は、9月21日に浅草。台東共同に協力を要請する。

7 国保110番電話相談会

横山団員：多摩幹事会で議論になり、7月12日の実行委員会に参加。9月18日に電話相談会を東京と多摩に分けて行う予定。7月29日夜7時30分より民医連で実行委員会
大阪で先行しておこなったが、制度の概説を求めるものが多かったようである。差押等の緊急の必要性のある相談はあまりない？

8 給費制の情勢報告と要請

黒澤団員：7月13日にフォーラム（諮問機関）において、給費制が初めて議題とされ、法務省のアンケートを基に「稼ぎがあり弁済できるから給費制廃止。あとは貸与制の細目を決めるだけ。」とされる。日弁連出身以外の委員は、統一修習制、給費制の意義を全く理解しないまま、給費制廃止妥当との結論。

国会で決議されるまで、給費制存続の活動をおこなう。8月2日12時から参議院議員会館で院内集会。8月4日に第4回のフォーラム。8月4日午前9時30分にも法務省前で街宣活動を行う。

藤本団員：法曹養成のイニシアティブを最高裁事務総局がとっている現状でよいのかとういうのが根本問題。現在の修習制度が本当に妥当なのか、あるべき法曹養成制度は何かについても考えて活動した方がよい。

中川団員：日弁連がうまく動けないのなら、団独自で動いた方がよいのではないか。

小部団員：全労連も強い関心を持っている。

横山団員：団員の姿をビラまき等ではあまりみないのもっと参加してもらいたい。

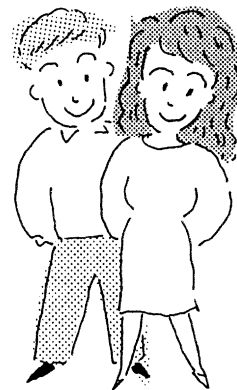
9 支部ニュース

若手学習会の松井団員の話は中川団員、久保木団員の話は横山団員が記事にする

あと、高校生平和ゼミナールよりカンパの要請があった。

日誌 7月9日～8月5日

- 7月 8日 団治安警察問題委員会／東京都教育委員会申し入れ
9日 原発弁護団準備のための学習会
10日 3. 11後の福祉国家を考えるシンポジウム（明大）／東京革新懇人間講座20夜
『寅さん』から『おとうと』へ人間の絆
11日 給費制街宣（有楽町）
12日 国保110番第2回実行委員会／給費制街宣（池袋）
13日 給費制街宣（法務省前）／団大量解雇阻止新宿行動／比例定数院内集会
14日 原発PT／団改憲阻止対策本部
15日 団岩手原調
16日 仙台常任幹事会／脱原発弁護団結成式
20日 団給費制維持対策本部会議／団大量解雇阻止対策本部／憲法会議幹事会
21日 団教育問題委員会／都民連世話人会
22日 支部北千住宣伝／4団体第3回原発勉強会
24日 いわき震災被害聴き取り会
25日 団市民問題委員会／団事務局会議／団構造改革PT
26日 団90周年事務局会議
27日 支部幹事会／支部若手学習会
29日 団労働問題委員会／国保110番第3回実行委員会
- 8月 1日 支部事務局会議
2日 給費制反対院内集会／チーム福島会議／団原発問題PT
3日 団給費制問題対策会議／比例定数削減反対議面集会
4日 給費制反対街宣（法務省前）／原発反対シンポ（日弁連）
5日 団震災問題対策本部会議／震災・比例定数削減問題学支部習会



先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・
保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

対象期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	820	4,600	990	5,560
30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償につい
ても、所得補償保険金額の50倍または
100倍型で1億円を限度として組合せ
ることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続する
ことが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。
(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より
更に6%以上保険料が割安です。

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)